

第23回 京都市食の安全安心推進審議会

1 開催日時

平成29年11月28日（火）午前10時から午前11時まで

2 開催場所

京都市文化市民局消費生活総合センター 研修室

3 出席者（敬称略）

委員9人，事務局8人

会長 宮川 恒
副会長 山本 芳華
委員 生實 良子
〃 大段 千景
〃 高松 令子
〃 西村 修次
〃 原 強
〃 廣瀬 佳代
〃 堀部 勝也

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長

医務担当局長，京都市保健所長

〃 医療衛生推進室長

〃 医療衛生担当部長

〃

健康安全課長

〃

健康安全課課長補佐

〃

健康安全課課長補佐

〃

食品安全担当

〃

食品安全担当

〃

健康危機対策担当

別府 正広

谷口 隆司

中谷 繁雄

太田 眞一

中村 正樹

篠崎 史義

日野 唯行

安藤 雅奈子

高尾 恭平

武内 美穂

4 次第

(1) 開会

(2) 京都市挨拶

(3) 諮問

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例に基づく食品衛生責任者が受講すべき講習会の指定について

(4) 報告

平成30年度京都市食品衛生監視指導計画（素案）について

(5) 閉会

5 会議録

(1) 京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例に基づく食品衛生責任者が受講すべき講習会の指定について（諮問）

- ① 諮問書交付，諮問書（写）の配布
- ② 食品衛生責任者が受講すべき講習会の指定について，資料1，資料2及び資料3に基づき事務局から説明し，以下のとおり御意見をいただきました。

【食品衛生責任者講習会について】

○委員

専門的な講習会であり，食品衛生責任者の質を維持するため，ノウハウを有する現行の食品衛生協会がいいのではないかと公募することで，他者が参入することはあり得るのか？

●事務局

公平性を保つため，講習会実施事業者を公募し，食品衛生責任者養成講習会としてふさわしい講習会を審査していただきたい。実績として今までは1社しか応募がなかったが，今回は不明である。

○委員

京都市以外の自治体も公募により選定を行っているのか？

●事務局

自治体によって異なるが，本市のように講習会を指定する場合と，委託する場合の概ね2つの方法による。以前は，本市でも講習会を委託していたが，公平性を保つため指定することとしている。

○委員

食品衛生責任者の資格について，定期的に更新する必要があるのか？

●事務局

現状，更新制度はない。食品衛生責任者の資質の維持及び向上に資する方法については今後の課題である。

○委員

現在の講習会では，1回の受講者数は約100人と大規模なものである。個々の受講者における十分な知識の習得に資するような工夫が必要だと考える。

●事務局

現在，講習会受講後にテストを実施し，講習会の理解度を確認している。

【部会の設置について】

○会長

事務局からの説明の中で，今後の進め方として，集中的及び公平に審議を進めるため，「京都市食品衛生責任者養成講習会実施事業者選定部会」の設置について提案があった。効率的で妥当な提案であると考えているが，皆様いかがか？

○一同

異議なし。

○会長

部会の部会長及び構成員について，京都市食の安全安心条例施行規則では，「部会は，会長が指名する委員をもって組織する。」と規定されている。

選定に関し，公平性の確保を図る必要があるため，事業者を代表される委員を除く委員で構成したいと考えている。そのため，構成員として，学識経験者として山本委員，後藤委員，中島委員，また，消費者として高松委員，それに私を含めた計5人で構成したいと考えている。また，部会長には，本審議会でも副会長を務めて

いただいている山本委員が適任であると考えてるが、皆様いかがか？

○一同

異議なし。

○会長

それでは、部会長は山本委員に願います。

副部会長は、部会長が指名することとなるので、山本委員に指名していただく。

○副会長

副部会長として、本審議会の会長でもあり、前回の選定にも関わってこられた宮川委員にお願いしたい。

○一同

異議なし

○会長

それでは、副部会長をお引き受けする。

【今後のスケジュール】

○会長

それでは、山本委員を部会長に、私を副部会長とし、先ほどお願いした委員で構成する部会を設置し、「京食品衛生責任者が受講すべき講習会の指定」について審議を進めていく。

なお、第1回目の部会は本日の審議会の終了後開催したいと考えている。

(2) 平成30年度京都市食品衛生監視指導計画（素案）について（報告）

「平成30年度京都市食品衛生監視指導結果（案）」について、資料4に基づき、事務局から説明し、以下のとおり御意見をいただきました。

○委員

先般（11月15日）、国（厚生労働省）から「食品衛生法懇談会取りまとめ」が公表された。今後、食品衛生法の大幅な見直しが予定されているが、本監視指導計画では、先取りできる取組は積極的に取り入れてほしい。また、①容器包装に関する基準の見直し、②健康食品への対応については非常に重要なものと考えてる。

●事務局

食品衛生規制の見直しについて、特に重要なものとして、①HACCPの制度化、②食品営業許可の見直し、③食品のリコール制度、④器具及び容器包装の基準の見直しがある。

容器包装については、本市には、容器包装製造施設は非常に少ないことから、流通品の抜取り検査により安全確保を図っていきたい。また、健康食品については、国の方での健康食品の定義があいまいであること及び薬機法や健康増進法等の関係法令の整理が必要になってくると考えている。今後の課題として検討していく。

○委員

健康食品による健康被害の相談窓口はあるのか？

●事務局

医療衛生センターや消費生活総合センターで受け付けている。

○委員

近年、外国人観光客が非常に多くなっている。京都市食の安全安心条例では「観光客」への配慮も記載されている。京都市での観光客に対する食の安全安心施策はどのようなものか？

●事務局

観光客への対応としては、宗教上の理由で特定の食品の喫食が禁止されている場合の対応等について検討が必要であると考えている。

また、修学旅行生へのアレルギー対策として、宿泊施設では事前に情報を収集し、アレルギーを有する方にはアレルギーに配慮した料理を提供するなどの取組を行っている。今後更に様々な取組を推進していきたいと考えている。

○委員

食中毒対策として、カンピロバクターを前面に掲げている理由は？

●事務局

全国的に多く発生しているのが、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒であり、京都市でも同様の傾向である。特にカンピロバクターによる食中毒の原因として、鶏肉の生食及び加熱不十分によるものが多く対策が明確である。事業者及び消費者に加熱条件や生食を控えることについての啓発が大変重要であると考えていることから計画に掲げている。

○委員

今夏に関東地域で〇157食中毒が発生したが、食品の流通過程の複雑化から、国でも原因判明が出来ていないと聞いている。近年、食品の流通過程が複雑化する中、京都市では食中毒予防に関し、何か対策はあるのか？

●事務局

関東で発生した〇157食中毒について、厚生労働省によると、期間の長さ及び発生箇所も多くあり、食中毒と感染症が複合した可能性が指摘されている。食中毒予防には、十分な食品の加熱、事業者の手洗い及び健康管理等が重要であることから、これらの対策を計画に盛り込み、事業者や消費者に対し啓発等を行っていくこととしている。

○委員

P. 8の「他自治体で食品衛生に係る事件が発生した際の対応」として、「類似食品を扱う関連施設への立入」とあるが、今夏の関東での〇157食中毒事案を受け、ポテトサラダの抜取検査を実施したのか？

●事務局

一時、マスコミ報道で特定の食品が取り上げられたが、厚生労働省と連携を図り、冷静に対応してきた。

厚生労働省等の調査でも、結局、原因が特定できず、重点監視として、食品の十分な加熱や消毒等の一般的な衛生指導を行った。

○委員

今年度から各区にあった衛生課を集約化した医療衛生センターを開設したが、課題等はあるのか？

●事務局

1つの拠点に集約化したことにより、各区をまたぐ食中毒等の事案に対し、迅速な対応が可能になった。一方、リスクコミュニケーション事業に関し、これまでは、各区に衛生課があるメリットを活かし地域密着型を推進していたが、今後、全市的な取組を推進していく必要があると考える。

○委員

京都市の特色として、外国人観光客が多いことが挙げられる。外国人観光客に対し、「おもてなし」を感じられる衛生管理指導を打ち出していきたい。

●事務局

検討させていただく。

○委員

HACCPの制度化を踏まえ、HACCPや京・認証の推進は重要な施策なため、PDCAサイクルに基づき具体的な実効策を打ち出していきたい。

●事務局

HACCPの制度化については、大規模事業者を対象とした基準A及び小規模事業者を対象とした基準Bが設定されることとなっている。京・認証取得施設は基準Bの要件は対応可能である。今後、基準Aにも対応できるよう、同制度の見直しを検討していきたい。

○委員

「科学的根拠に基づく指導」に関連して、京都市にはこれまでの検査結果の蓄積があると思う。過去のデータの蓄積もより効果的に活用していきたい。

●事務局

監視指導結果や収去検査結果等のデータは毎年公表している。データの効果的な活用方法については今後検討していく。

○委員

衛生環境研究所は民間も利用できるのか？

●事務局

衛生環境研究所は行政検査の実施機関であるが、一部、民間にも利用可能としている。

○委員

職員のスキルアップのため、どのようなことを実施しているのか？

●事務局

新任者に対しては、一般的な事項に関する講習を実施するなど、対象や目的に応じた研修を開催している。また、国で開催される研修にも積極的に職員を派遣し、スキルアップを図っている。

○委員

HACCPの制度化に向けた取組が進んでいるが、昔ながらの施設では相容れない部分も出てくるものと考ええる。そのような施設ではHACCPの導入は難しいものと考ええるがいかがか？

●事務局

昔ながらの施設は京都に多くあるものと認識しており、経験や伝統等により、非常に理にかなった方法で作業している所もあると考えている。今回のHACCP制度化は、それらの方法を明文化していくことであり、必ずしもHACCP導入が困難ではないと考える。

○委員

HACCPの制度化等、食品衛生規制の大きな見直しが進められているが、国への要望は行っているのか？

●事務局

全国の衛生関係課長が参画するブロック会議にて意見を取りまとめ、国への要望を行っている。

HACCPの制度化を含む食品衛生規制の見直しについては、今後も国の動向を注視し、更なる食の安全・安心の確保や事業者の円滑な対応等に資するよう、効果的な取組を進めていきたい。

(以上)